

平成 31 年

第 2 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 31 年 2 月 26 日(火)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
平成 31 年 2 月 26 日(火) 13 時 13 分～
- 2 招集場所  
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員  
教育長 笹山 忠則  
教育長職務代理者 末次 龍一  
委員 水谷 知子  
委員 金澤 精子  
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 米谷教育部長  
山本指導室長  
岩本防災食育センター長  
上田生涯学習課長  
橋本文化課長  
増田スポーツ振興課長  
大園教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要  
別紙
- 7 閉会 15 時 2 分

教 育 長

---

教育長職務代理者

---

議事録調製者

---

平成31年2月26日

開議 13時13分

## 1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

定刻より少し早いんですが、皆さんお揃いですので、ただいまから平成31年第2回の教育委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、本日、追加資料が結構ございますので、確認をさせていただきます。

1点目がA4横の平成31年度債務負担行為見積書、右上に文化課と書かれている資料が一つ。もう一つが、これも同じくA4横の平成31年3月定例会における報告案件（専決処分）について、これは右上に防災食育センターと書かれた資料が一部。それとA4縦の、こういった計画の体系図が載っていると思いますけれども、第3章 今後5年間の取り組み、と書かれたものですね、この資料が一部。それとA4縦の行橋市いじめ問題調査委員会条例案の変更点、こちらの資料が一部。そして最後に、本日のお諮りする重点施策の差し替え版、これはカラー印刷ですけれども、こちらの資料が一部でございますが、不足等はございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

それと、併せて、本日、教育総務課長の土肥が所用により欠席しておりますので、御報告をさせていただきます。

それでは、教育長、よろしく申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成31年第2回定例教育委員会を定足数に達しておりますので、開会させていただきます。

## 2. 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

それでは、前回会議録の承認を議題とさせていただきます。この件につきまして、御意見等ございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

それでは、議事録の御承認をいただきました。ありがとうございます。

## 3. 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

次に、教育長の事務報告をさせていただきます。

かいつまんでということでもありますので、二つばかり。まず2月1日の福岡県教育センター研究発表会、県の教育センターでは、福井慎也教諭が発表をいたしました。それから現在、22日、そして25日と開示面談をいたしております。開示面談というのは、業績評価をさせてもらったことに関する、その説明を求める、そういうものであります。

以上がここに載っていないところでの説明でございます。

ただいまの事務報告に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございました。それでは、次に移らせていただきます。

#### 4. 協議・報告事項

##### (1) 平成30年度第5次補正予算(案)に係る繰越明許費及び平成31年度当初予算(案)に係る債務負担行為について

○教育長 笹山忠則君

それでは、協議・報告事項でございます。

(1)の平成30年度第5次補正予算案に係る繰越明許費及び平成31年度当初予算案に係る債務負担行為についてであります。担当部署から説明をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

それでは、米谷のほうから説明をさせていただきます。まず債務負担行為の1枚目でございます。平成32年度の貸付に伴います条件付返還免除型奨学金について、でございます。

一応、平成32年度で貸し付けを行います返還免除型の奨学金にあたりまして、31年度に募集を行います。募集に際しましては、この32年度以降の奨学金の支出に関しまして債務を負担するというので、募集人員25名以内と書いておりますけれども、最大25名までを上限といたしまして募集をかけるので、月額2万円の25人分を、債務を保証するというものでございます。

ちなみに、この制度につきましては、開始前年に募集をします関係から、31年度に32年度分、いわゆる32年度入学予定者分を31年度に受け付けるという仕組みでございますので、毎年こういったかたちで、この3月議会に上程をさせていただく予定でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

○教育部長 米谷友宏君

引き続き、よろしいでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

はい、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

同じく私のほうから、2枚目に繰越明許費の一覧表をお付けいたしております。10款2項及び10款3項のそれぞれ小学校費、中学校費におきまして、一番上段の小学校補修工事費並びに下段の中学校補修工事費につきましては、いずれもブロック塀の改修の件でございます。ブロック塀の改修につきましては、昨年6月の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事案を受けまして、今年度既に5校8件、約2千万円のブロック塀のほうの改修が既に終わっているところでございます。

予算計上にあたりまして、当初市の単独事業で2千万円ということで、教育委員会のほうでも御承認をいただき、議会でも議決をいただいて事業をやっておりますけれども、その後、国のブロック塀等臨時特例交付金という補助制度が始まりましたので、この2千万円につきましても約3分の1の国庫補助金をいただくこととなっております。

併せまして、昨年11月から本年1月までに再度ブロック塀の内部点検を行ったところ、新たに小学校で6校6件、それと中学校におきまして3校4件、合わせまして9校10件のブロック塀の不備が発見されましたので、それぞれ資料にございますとおり小学校においては995万1千円、中学校におきましては、346万7千円を補正予算に計上するとともに、事業自体は4月以降に繰り越して行うということで、年度内3月までには工事が終わりませんので、翌年度に全額を繰り越そうとするものでございます。

次に、ちょうど資料の中段に小学校空調整備事業3552万3千円とございますが、これにつきましては、現在行っております小中学校空調整備事業の中で、最後の1校となりました蓑島小学校の空調工事を行おうとするもので、これにつきましても翌年度に工事のほうを繰り越そうとするものでございまして、工事内容といたしましては、現在エアコンが付いていない新設の教室、並びに既に付いてはいるけれども機器の老朽化に伴って、今回新たに機器の付け替えを行うものとしまして、都合13部屋の教室の空調整備事業を行おうとするものでございます。

ちなみに普通教室につきましては、新設・付け替えを合わせまして7教室、特別教室が3教室、その他の教室という状況になっております。概ね10月の完成を予定しているという状況でございます。

以上3件について、御説明申し上げました。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、続いて文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

続けて、今日お配りした、先ほど大園係長のほうから説明をしていただきました、31年度債務負担行為見積書文化課と書いた分を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、31年度の当初予算に伴いまして、32年度以降に支出を伴うものを債務負担行為として計上しているものでございます。内容といたしましては、ゆくはしビエンナーレ2021の補助金ということでございます。

ビエンナーレにつきましては、御存知のとおり2年を1クールとした事業でございます。来年度からは第3クール目に入る予定でございますけれども、来年度は国際公募彫刻展ということで、国際的に作品の募集の公募を行います。再来年度にその応募をいただいた中から選考して大賞作品等を決定して、それから大賞賞金が1千万円ということが予定されております。

したがって、32年度以降、賞金の1千万円を含む補助金2167万5千円の支出が32年度に伴いますので、今回、債務負担行為として計上するものでございます。

以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、今ありました2件につきまして、お諮りさせていただきます。御質問等がありましたら、お願いします。

末次委員、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ブロック塀の改修工事というか、新たに10件ほど見つかったけど、これは基準が変わって見つかったのか、それとも見落としをしていて見つかったのか、どちらでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

御説明申し上げます。先ほど申しましたとおり、昨年6月の地震を受けまして、昨年実施いたしました分につきましては、建築基準法の規定に伴いまして、いわゆるブロック塀6段以上で支えブロックと申しまして、裏側に支えの補強がされているかという、いわゆる主には外観上、高さが高いとか、そういう支えがないという部分を集中的に改修を行いました。その後、今回の分につきましては、いわゆる内部構造上の鉄筋の数でありますとか入れ方等を調査いたしまして、高さというよりは内部構造上に補強が必要であろうというかたちの診断に基づきまして、その箇所を再度追加というかたちで今回改修をさせていただこうと思っております。以上でございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

文化課のほうにお尋ねします。ゆくはしビエンナーレのこの補助金の見積りですが、これには石のアートさんたちをお呼びする野外アート、その人たちの事業活動もここに入っていると考えていいですか。

○教育長 笹山忠則君

文化課長。

○文化課長 橋本明君

まちなかオブジェという関連イベントのことだと思いますが、こちらにつきましては、今のところの予定では31年度に実施する予定にしておりますので、当初予算の中でその分の補助金を計上させていただいています。

○委員 金澤精子君

では別のものですね。

○文化課長 橋本明君

そうですね。

○委員 金澤精子君

はい、分かりました。

○教育長 笹山忠則君

他にございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、お諮りいたします。

それでは、ただいまの案件に関しまして、御異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、債務負担行為等に関する案件は御承認いただきました。

## (2) 行橋市いじめ問題調査委員会条例(案)の施行日について

○教育長 笹山忠則君

では、続きまして、行橋市いじめ問題調査委員会条例案の施行日についてであります。担当課、説明をお願いします。

○指導室長 山本有一君

では、指導室から説明します。追加でお配りしている資料を御覧ください。一度お諮りをさせていただいておりました、行橋市いじめ問題調査委員会条例案について、変更点がございましたので、御説明いたします。

まず3枚目になりますが、上のほうに施行期日をご記載しております。この施行期日の変更についてでございます。前回の分につきましては、公布の日から施行、というふうになっておりましたが、平成31年4月1日から施行というかたちで変更をしております。

理由につきましては、要綱設置の第三者委員会、いま調査中の案件がございますが、それが平成31年3月末ごろに答申がまとまる予定となっているため、このようにさせていただいております。

それから、2枚目の第6条の5 会議、それから第7条の費用弁償、それから3枚目の上にあります準備行為、適用除外、この文言を調整し、または条項の追加をしております。これは総務課において上程する、行橋市いじめ問題再調査委員会設置等条例との整合を図るために、このように追加をさせていただいております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。この①の施工の工は行うほうの施行でありますので、訂正をお願いします。

さて、内容につきまして御質問等がありましたら、お願いいたします。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

1点お尋ねします。再調査委員会というのは総務課のほうであるんですか。

○指導室長 山本有一君。

はい。

○教育長職務代理者 末次龍一君

必要があったときは、ということですね。

○指導室長 山本有一君

はい、そうです。

○教育長職務代理者 末次龍一君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

他にございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、これで御承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。では、御承認をいただきました。

### (3) その他

○教育長 笹山忠則君

では次に、防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 岩本秀夫君

防災食育センターについて、専決事項の概要について、御説明を申し上げます。内容といたしまして、学校給食費の滞納でございます。保護者、A・B・Cとさせていただきます。債務残額、別紙のとおりでございます。

こちらを一括請求いたしましたところ、3件の不服申し立てがございました。この3件、いずれも債権管理課とともに毎月の計画を立てて御了承をもらって、いま毎月の計画に沿ってお支払いをしてもらっております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ただいまの防災食育センターからの説明に際しまして、御質問等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ございませんようですので、これもこのままお認めいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

## 5. その他

### (1) 平成30年度卒業式・平成31年度入学式について

○教育長 笹山忠則君

それでは、その他に移らせていただきます。

平成30年度卒業式と平成31年度入学式について、でございます。日程をそこに記載しております。指導室、お願いします。

○指導室長 山本有一君

30年度の卒業証書授与式、31年度入学式の日程でございます。卒業式は中学校が3月8日金曜日、小学校が3月15日金曜日となっております。中学校につきましては、高校入試が6日ということで、その後に、大体例年やっております。小学校につきましては、中学校の1週間後ということで毎年行っているんですが、本年度は少し、この15日の卒業式の日程が段々早くなってきておりまして、一度校長会を通して検討しましたが、やはりこの15日で、今年はいこうということになりました。

31年度の1学期始業式は4月8日月曜日です。それに伴って31年度入学式、中学校が4月10日、小学校が4月11日というふうに設定させていただいております。以

上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。時間は10時でよろしいですか。

○指導室長 山本有一君

卒業式は中学校が10時、小学校が、泉小学校だけが例年少し早い時間でスタートしていると思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

すみません、3月8日は、ちょっと用事が入っているので。

○教育政策係長 大園健朗君

3月8日は末次委員が都合が悪いということですが、他の皆さんは、御都合が悪い日はありますでしょうか。

○委員 大宮克弘君

私は、逆に出られるのは4月11日の木曜日です。

○教育政策係長 大園健朗君

そうしましたら、大宮委員が4月11日、小学校の入学式は出席可能ということでしょうか。

○委員 大宮克弘君

はい。

○教育政策係長 大園健朗君

分かりました。他の方はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、また割り振りを決めまして、それで改めてお知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから例年のことではありますが、卒業式の祝辞を教育委員会として述べるようになっております。一応、案をこちらのほうで用意しておりますので、その案を基にして委員方の御意見をいただけたら幸いです。以前に既にもう検討いたしまして、どのようにするかということに関しましては、教育委員会の原案を参考にして、それぞれの委員で大枠の範囲内でそれぞれの創意をしていただくというかたちになっております。それで、そのようにこちらのほうもさせていただこうと思います。後でまた、その原案のほうは配付させていただきます。

## (2) 行橋市歴史資料館企画展について

○教育長 笹山忠則君

それでは続きまして、行橋市歴史資料館企画展について、これは文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課のほうから報告をさせていただきます。先ほどお手元のほうに卑弥呼というタイトルの企画展の図録をお配りしております。

今回、ビエンナーレの事業におきまして、大賞作品が卑弥呼をモチーフにした作品となったことにちなみまして、歴史資料館のほうでもコラボ企画ということで、卑弥呼その人と時代、というタイトルで企画展を実施することになりました。この企画展なんですけど、既にもう始まっておりまして、2月7日から3月24日まで開催をしております。

また期間中の3月10日の午後1時30分から歴史資料館の片岡館長によります同じタイトルの講演会を開催する予定としております。この時代の人々の暮らし、あるいは社会がどういうものだったのかというところを改めて知ることができる内容となっていると思いますので、ぜひ展示会、講演会にもお時間がありましたら、ぜひ足を運んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 笹山忠則君

ただいまの報告に対しまして、御質問等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

### (3) その他

○教育長 笹山忠則君

それでは、次にいかせていただきます。次回の日程のお諮りをお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

次回の日程をお諮りしたいと思いますが、3月26日が今のところ市議会の最終日の予定ですので、3月28日木曜日の13時15分から開催しようと思いますが、いかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

それでは、次回は3月28日の13時15分から開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

## 6. 議事

### (1) 議案第7号 行橋市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第7号 行橋市小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱案についてであります。担当より説明をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

議案第7号につきましては、米谷ほうから御説明申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと思っております。行橋市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱ということで、現在、小中学校のほうには17校全てではございませんけれども、一部の小中学校に防犯カメラのほうが既に設置運用いたしておりました。実は要綱の設置が遅れた感がございますが、今回の設置の主な趣旨といたしましては、目的も書いておらずとおり、本来の設置のための目的は、学校における犯罪の予防、不審者の侵入防止等を図るため、ということがございますけれども、一方で、その防犯カメラによって撮影される映像、被撮影者、撮られた方のプライバシー、その他の権利を保護することを目的といたしております。

いわゆる犯罪の抑止の部分といわゆる肖像権というか、映像に映った方のプライバシーを保護しようという、両方を満たすための取り組みをつくりましょう、というのが主な趣旨でございます。第3条でございますように、プライバシーの保護ということで、撮影された映像につきましては、個人のプライバシーに関する情報であることを認識をし、市の個人情報保護条例の趣旨に従って適正に取り扱わなければならない、ということでございます。

また第4条の管理責任者、これは校長が管理責任者ということで規定いたしておりますけれども、その責務といたしましては、防犯カメラの設置場所、撮影区域を設定すること、並びに防犯カメラが設置されていることを広く周知させること、ということで、こっそり撮っているんじゃないですよということで、防犯カメラ作動中等々の表示を校内に行うということをしております。

次のページをお願いいたします。また周知の方法等について、ただいま申し上げたとおりでございます。

それと諸々の状況がございますけれども、特に映像の保管、次の次の第9条でございますけれども、撮られた映像の保管の期間及び消去の方法は、ということで、どう管理するのかというかたちになろうかと思っておりますが、保管期間につきましては、記録された日の翌日から起算して2週間、消去の方法につきましては、常時この2週間で重ね撮りを行うということで、別途どこかに保管する、いわゆる映像がどこかに流れるということがないようなかたちをとりたいというふうに思っております。

また、本来は防犯の目的でございますけれども、第10条でございますとおり、適用除外というかたちで一部情報を他の方に提供する場合があります、という内容を都合4

項目について列記をしております。

1つは法令に基づく場合、1つは刑事訴訟法第197条第2項による捜査機関からの公文書をもって提供を求められた場合、また映像から識別される特定の状況により特定個人にかかる映像の開示の必要が、これはいわゆる個人からの開示請求があった場合、そして生命・身体・財産の安全確保、その他公共の利益のために特に必要が認められる場合、ということで、あくまで学校における犯罪予防と不審者の侵入防止が目的でありますので、ただいま申し上げました4項目の特例の場合を除いては、2週間限りで重ね撮りをして消去していこうということで、必要以上の個人情報を学校側が保管することのないようにということで、そこに制限をかけているところでございます。

また第11条等々につきましては、この運用上に関しましての問い合わせ等々の状況も付けておりますけれども、今回、運用を行っている状況でございましたけれども、ただいま申し上げましたような管理規定でありましたり映像の保管区分、さらには外部への情報の提供等々の取り組みをきちんと設けまして、必要最小限の中で学校の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

別表といたしましては、ただいまこの中に記載しているとおり、それぞれのカメラであったり、記録装置等々の部分の台数等を書き込んでいるところでございます。

なお今回のこの要綱の設置にあたりましては、市の個人情報保護審査会のほうで、この要綱の趣旨、内容等々につきましての御審議をいただきまして、要綱の設置は必要であると、きちんと定義しなさいという御了解もいただいたところであります。

併せまして、先ほどの別表にございますとおり、全ての学校に現在設置をしておりませんので、今後どうするのかという御指摘をいただいております。やはり目的はあくまでも学校での安全の確保ということでございますので、これは計画的にその防犯カメラの設置につきましては今後していくということで、お答えをさせていただいたところでございます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。ただいま防犯カメラの設置及び運用に関して説明をいただきました。この要綱に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。末次委員、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

防犯カメラの記録の保管期限が2週間ということですが、プライバシーの保護も当然大事ですけども、目的自体が、防犯が目的のカメラですよ。それで2週間というのは、短いんじゃないかなというのが意見です。

いろいろな考え方があると思うけれども、実際のところ仮に何か起きたときに遡るときに、2週間程度のデータを見ても、現実的にはやはり1年間くらい保管している所も

あると思います。ハード上の問題があるかも分からないけれど、どれくらいデータを、2週間で自動的にこれが上書きできるように設定するのか。可能であればもう少し長くっておいたほうが、僕は良いんじゃないかと思います。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

末次委員が言われるとおり、2週間では短いということですね。防犯カメラの管理を学校長の責任において学校単位で管理するという、普通、防犯カメラというのはそうじゃないと思うんですよね。うちも防犯カメラを病院に付けていますが、これは管理が警備会社なんです。警備会社のサーバーに全部記録が残りますので、たぶん半永久的に、そんなに2週間とか短い期間じゃなくて、遡ればかなりの日数まで残るということですね。

僕は、防犯カメラを学校単位で普通にビデオを録画するような感覚で回して上書きして撮って、上書きして、というのは、ちょっと本当にそれできちっとできるのかなという疑問がありますけど、どう思われますか。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

基本的には、いま警備会社さんの、いわゆる建物の中の警備のほうはセンサー管理等々で、警備委託は全ての学校でやっております。

確かに御指摘のとおり防犯カメラが全校に入っていない状況もありますし、2週間が短いという御指摘もございます。いわゆる不法に建物内にガラスを割る等々の侵入をした場合については、直ちに警備会社のほうがくるんですけども、いわゆる不審者の侵入という部分での位置づけで、まだ、敷地の中には入るんですけども、建物の中のどこかを割るとか、鍵を壊してというところまでは、ちょっと想定していない状況で、今この部分をつくり込んでいるところがちょっとございます。

そういったこともございまして、そういう不審者情報があったり不法侵入があったという所から優先して付けた経過がございまして、今に至っているところがございます。

御指摘いただく中で、2週間のところの部分は、ちょっと機械的なものもございまして、それは私どもで確認をさせていただこうかと思っております。

また具体的な防犯カメラと警備保障のところまでお願いするのか等々のところまでは、ちょっと私どももそこまで踏み込んだところまでの考えは持っておりませんので、今のところは外部的に学校敷地内に入ったところでの管理をしたいということで、学校長のほうにお願いをしようというかたちで今ちょっと考えているところでございます。以上

です。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

ガラスとかを割れば警備会社がくる。じゃあガラスにセンサーが付いているんですね。

○教育部長 米谷友宏君

そうですね。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ガラスというか防犯センサーが作動するんだと思います。

○委員 大宮克弘君

じゃあ、職員の方が例えば職員室とかであれば最後に帰る方がそういうセンサーを作動させて帰られるということですか。

○教育長 笹山忠則君

指導室長、お願いします。

○指導室長 山本有一君

玄関に、その一括集中している器具がありますので、帰るときにそこをセットすれば全館把握することができます。

○委員 大宮克弘君

どこかが異常に窓が開いたとか、人が入ったということになれば、それは例えば窓の鍵をかけ忘れてサッシが開いて職員室に誰かが勝手に入ったとしても、それは鳴るようになっているんですね。

○指導室長 山本有一君

はい、鳴るようになっています。

○委員 大宮克弘君

普通そこまでやると、大体うちもそうになっていますけども、そこまでやるとカメラとセットでやることが多いと思うんですけども。

○教育長職務代理者 末次龍一君

だから費用の問題もあると思うし、学校自体が・・・

○委員 大宮克弘君

費用は、僕はカメラを一度付けてしまえば、これでカメラを付ける額と大して変わらないと思います。後は月々の、買い取るリースかという問題で、あまり費用的なところは、どうでしょうか。費用はカメラだけ付けて自分たちで管理するほうが、恐らく費用はかかると思うんですが。これはいつまでももつものじゃないですし、時期がきたら換えていかなければいけないですから。

○教育長職務代理者 末次龍一君

委員が言うように、セコムもいろいろ値段が変わってくると思うし、そこら辺は理想的なところを言えば、委員が言われたとおり、もう警備会社のほうで一括してやってもらったほうがいいんじゃないかと。

実は私が勤めていた所も、以前は管理者が管理していたのが、それがもう警備会社のほうに移っていったので、当初は値段に差があったかも分からないけれど、そこら辺は例えば老朽化して見直しするときには、その辺の検討も改めてやはりそのときに併せてやられたらと思うけれども、差し当たっては、金融機関でもないし、委員の所ほど、夜間あまり一般の人が出入りするということも、普通はもう限られた人、業者か保護者か限られた人間だから、今の運用としては2週間しかハードが蓄積できないのであれば、それはそれでいいかなと、説明を聞いたうえで、そう思いました。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長。

○教育部長 米谷友宏君

御指摘をいただいたとおりの部分があるかと思います。同時にしてしまうのが一番いいのかなと。先ほどちょっとお話させていただきましたように、警備保障は付いている中で、不審者が侵入した痕跡がある所から、順次別立てで付けていったところがございます。

それと、まだ現状としまして、先ほど申しましたように、じゃあ、私どもも17小中学校全てに付け終わっているかといえば、付け終わっていない所も、そういうところの課題がございますので、委員会の指摘でも、今後どうするのかというところで、検討していく、というお答えをさせていただいたこともございますので、今後の次に付けていく段階につきましては、既存の警備保障の内容とカメラとの、どういうふうなかたちでマッチングしていくのか、今までどおり別でいくのか、一緒にもう全て警備保障の中で委託の中に組み込んでいくのかというのは、ちょっと検討させていただければと思います。

○委員 大宮克弘君

そうですね。そうしないとですね、誰かが侵入しました、防犯の警報が鳴りました、でも映像はありません、じゃあ、この時代において何のこっちゃ、という、あまり意味をなさないような気がしますので、一度、検討されてみたらどうかと思います。

○教育部長 米谷友宏君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

それでは、当初のカメラの設置はさせていただきますが、引き続きその改善に関し

まして検討をさせていただくというかたちをとらせていただきます。

金澤委員。

○委員 金澤精子君

台数ですが、これは、行橋小学校は新しい学校になってから付けた分ですよね。仲津中も校舎が新しくなって9台の台数が付いたんじゃないかなと思いますが。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長、どうぞ。

○教育部長 米谷友宏君

お答えします。ただいま第5条の関係で表に入れている台数につきましては、現在、設置をしているものという部分で、行橋小学校、仲津中学校につきましては、それぞれ現在の校舎に、新しくなった校舎に付いているものでございます。

○委員 金澤精子君

じゃあ以前の古い校舎のときは、行橋小学校と仲津中学校は付いてあったんですか。

○教育部長 米谷友宏君

そうですね、その付けたときの時期までは、ちょっと把握ができていないんですけども、現状としてカメラの設置のほうを少し先行しておりましたので、ここに表記をさせていただいている分については、現存の台数というかたちです。

○委員 金澤精子君

そうですか。もう今からの校舎建設は、必ず学校の死角となる部分などに防犯カメラを置くから、これだけの台数が付いていくんだと思うんです。だから学校に防犯カメラを設置する場合に、玄関の一つ置いているだけでは、本当は何の効果も得られないんだろうなと思います。だから台数の検討も長い年次計画の中で、先をやはり見ておいていただきたいと思いました。

○教育長 笹山忠則君

御指摘、ありがとうございます。今までいただいた御意見を参考にさせていただきます。まして、改善の方向で検討をさせていただきます。

今回に関しましては、このかたちで要綱を定めさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。このようにさせていただきます。

## (2) 議案第8号 平成31年度行橋市教育の基本方針及び重点施策(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、議案第8号に移らせていただきます。

平成31年度行橋市教育の基本方針及び重点施策案について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育総務課から御説明をいたします。冒頭に追加資料の配付の際に説明をいたしました、計画の体系図、第3章 今後5年間の取り組み、と書いた資料を御覧ください。この体系図につきましては、平成29年度から5年間の計画として策定をさせていただきました、教育振興基本計画の体系図となっております。この体系図の中の一番右側、施策の部分なんですけれども、ここを定めまして、この各々の取り組みの細かい内容につきましては、例年この時期の教育委員会でお諮りをしております、教育行政方針及び教育改革の重点施策、これは単年度計画になるんですけれども、その中で、各取り組み、具体的にこういうことをしていきますという内容で、お諮りをさせていただいております。

今回、計画が5年間の教育振興基本計画、また単年度計画である教育行政方針、教育改革の重点施策、計画が3本の体系になっておりますが、この施策の部分が各計画の中にそれぞれ入ってくる、重複した部分が結構含まれておりましたので、計画の体系をシンプルにするために、今回、来年度からは教育行政方針及び教育改革の重点施策、こちらの二本の計画を統合させていただいて、今回お諮りをする行橋市教育の基本方針及び重点施策というかたちの翌年度の単年度計画とさせていただきたいと考えております。

併せまして、資料の左右に新旧の内容が書かれております。議案第8号資料と書かれているものを御覧ください。

こちらの例えば12ページを見ていただきますと、今まで入っておりませんでした各事業の指標を今回追加させていただいております。これにつきましては、例年夏に実施しております外部評価、この評価をする際に、これは何年か前から外部評価委員さんから御指摘を受けていた部分なんですけれども、各事業の自己評価を事務局がする際に、なぜその評価になったのか、という客観的な指標が今まで計画の中にございませんでした。今回、この指標を追加することによって、外部評価の際も、客観的にこういう評価をしましたよ、という明確な基準を設けたいと考えまして、今回指標を追加させていただいております。

また取り組みによっては、どうしても指標が設定できない取り組み等もありますけれども、指標が設定できるものにつきましては、できる限り指標を設定させていただいているところでございます。

それでは、いま見ていただいております、議案第8号資料の新旧対照表に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず1ページ目、こちらにつきましては、冒頭の概要部分なんですけれども、これは

平成29年度からの5年計画であります教育振興基本計画、こちらのほうを策定させていただいておりますので、その内容を追加させていただいております。

次に2ページを御覧ください。2ページの部分が左側の中段あたりですね、行橋市教育の基本方針と書かれた部分が追加をされておりますけれども、こちらの内容につきましては、今回統合させていただきました行橋市教育行政方針、こちらのほうにしか内容がない部分、基本方針の部分でしたので、今回統合に併せまして、教育改革の重点施策のほうに、この基本方針の内容を追加をさせていただいているものでございます。

以降につきましては、各所管の事業になりますので、各所管のほうから説明をさせていただきます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、順次説明をお願いします。

最初に、指導室からお願いします。

○指導室長 山本有一君

では指導室の内容について説明をさせていただきます。細かい文言の修正や追加については、割愛させていただきます。まず8ページを御覧ください。3の行橋市子ども読書活動推進計画についてです。今までは乳幼児期からの読み聞かせの体験をする場づくりの推進、家庭におけるうちどくの啓発を含め、というふうな文言を入れておりました。次回からにつきましては、家庭と学校が連携して読書に親しむ機会の提供と読書の習慣化を図る、というふうに変更しております。

理由は、県の取り組みを受けまして、小学校3、4校を対象に、うちどくりレーにずっと取り組んでまいりましたが、11校全ての小学校で実施が終了しました。そこで今後各学校で行われている読み聞かせ、それから図書委員会の活動、図書司書、各学校に一人配置しておりますが、その図書司書の働きかけなどによって、それぞれの学校の主体的な取り組みを充実させていきたいと考えております。そのことにより、本の楽しさを知る機会、家庭への啓発を図っていきたいと考えております。

10ページをお願いいたします。グローバル教育の1についてです。平成32年度からの外国語科、外国語活動の本格実施に向けて、来年度の実施時間を増やしたことについて、変更をしております。

11ページを御覧ください。上から(2)(3)及び下の3の(1)(2)について、現在、常駐校とそれ以外、という括りで説明をしておりましたが、それらをまとめて簡略化をしております。

12ページを御覧ください。これがすみません、追加でお配りしているものになります。そこに表を示しております。学力実態調査事業における指標を追加しております。学力調査、毎年実施をされておりますが、過去10年間の結果を見ていったときに、小

学校が21年度から28年度の県との差が0.1から1ポイントプラスをずっと推移してきておりましたが、ここ2年間はマイナス2ポイント台となっております。また中学校については、マイナス3からマイナス5ポイント以上の差がありましたが、ここ2年間はマイナス2ポイント台まで改善をしております。そこで、今後ICTを活用した授業改善、それから検証改善サイクルの充実を図ることで、ここに示しております目標値まで近づけたいと考えております。

もう一度冊子のほうに戻っていただいて、14ページをお願いします。上の段の(3)教員の勤務実態についてですが、今年度補正予算で各学校にタイムレコーダーを設置しますので、追記をしております。

15ページを御覧ください。ICT教育についてですが、ICT教育環境整備に伴う具体的な内容を追加しております。

19ページをお願いします。②の5、組織的な教育相談体制づくりの推進についてでございますが、ここには指標を設けております。専門相談支援制度という指標を追加しておりますが、いま現状では年15回、相談ができるようになっておまして、派遣をしております。これをいま各学校の相談件数も増えてきておりますし、この相談員の方が中々増員ができない状況の中ですので、何とか現状維持していければというふうに考えております。

21ページを御覧ください。これが追加資料の2枚目のところになります。追加資料のほうに指標を設けております。誘拐防止教室事業、それから家庭教育の推進、この指標を追加しました。誘拐防止教室事業につきましては、毎年、全小学校で実施しており、今後も継続できるように促していきたいと思っております。

また家庭教育の推進につきましては、全国学力学習状況調査の結果、平日の家庭学習が1時間未満の児童生徒が40.7%という結果が出ております。これを35%まで改善できればと考えております。全国平均が33.7%くらいになっておりますので、それに近づけるように、まず次年度の目標として掲げさせていただいております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続いて説明をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

すみません。少しページ数を戻っていただきまして、16、17ページをお開きいただきたいと思っております。教育施設の整備・充実という項が16ページから始まってまいります。その中で、第5番目、16ページの一番最下段になりますけれども、安全な教育環境をめざすということでの施設整備の中で、30年度につきましては、仲津中学校の

整備が最終年度ということで、仲津小学校、並びに小中学校の体育館の床の改修の部分をしてりましたが、今年度は下水道整備事業のほうを改めて列記をいたしております。

具体的な中身といたしましては、17ページの(2)の空調整備事業につきましては、31年度の事業箇所といたしまして、現在整備中の今元中、泉中、行橋中に加えまして、先ほど繰越しのところでも御説明申し上げました菫島小学校の空調整備に新たに、これは新規で入っております。

また屋上防水改修につきましても、引き続き実施をいたしますけれども、31年度の施工箇所といたしまして、椿市小学校の校舎、今元中学校体育館、長峡中学校の校舎を赤書きで入れ替えをしております。

プール改修事業につきましては、稗田小学校、椿市小学校、延永小学校、泉小、仲津小学校の計5校のプール改修を予定いたしております。

校舎外壁につきましては、椿市小学校、泉中学校、長峡中学校ということで、空調は31年度で最終となりますけれども、屋上防水、プール改修、校舎の外壁改修につきましては、老朽化の度合いによりまして、緊急性の高いものから順次年次計画で行っております。32年度以降も続いてまいります。

(6)といたしましては、これは市の公共下水道事業の接続ということで、31年度に行橋北小学校を現在の単独の処理槽から公共下水道につなぎ込みをいたします。

また18ページの最下段に事業指標のほうを付けておりますけれども、ただいま申し上げました空調整備につきましては、30年度13校完了していることに対しまして、31年度は17校ということで、これで事業完了いたします。

1点訂正をお願いいたします。屋上防水改修事業につきましては、資料が67と書いてありますが、これは65に訂正をお願いしたいと思います。18ページ一番下の表の中でございます。67%が65%、83%が78%の誤りでございました。

屋上防水事業につきましては、校舎体育館の計23施設をいま現在実施中でありまして、平成30年度で15施設が完了いたします。そういうことで65%、31年度はそれに加えまして、新たに3施設を予定いたしております。最終は33年度で計23施設の屋上防水が完了する予定となっております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、続きまして生涯学習課に説明をお願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から説明いたします。23ページを御覧ください。生涯学習の推進の中で、23ページ1項の校区公民館及び地域交流センター、新たに椿市の地域交流センターが30年5月に開館いたしましたので、公民館条例と地域交流センター条例を別に定めて

おりますので、新たに名称を加えております。

続きまして、25ページをお願いします。6の(2)前回の教育委員会の中でもお話しさせていただきました、子ども読書推進計画を現在第3次の計画を策定しております。そのため、4月から第3次の子ども読書推進計画に沿ってスタートしてまいります。その際、乳幼児のブックスタート、それから以前は就学前の乳幼児という表現をしておりましたけれども、子ども、ということで拡大しております。

新たに7番目に子どもから大人、高齢者が集い、学び憩える施設として、行橋市図書館等複合施設の整備を推進します、という文言を入れております。新しい図書館の運用について、現在協議をしておりますので、その文言を加えております。

目標値等の表につきましては、市民大学講座の参加人数の目標値、各校区公民館等で行います講座の目標値を加えております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

○教育政策係長 大園健朗君

上田課長、続きは。

○生涯学習課長 上田直美君

すみません。新たに入れた目標値といたしまして、29ページ人権講座の参加人数、そして29年度、一番下のほうに青少年の育成に関しまして、インリーダの研修の参加人数、及び青少年育成市民会議の活動、通学合宿の目標値等を入れております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

それでは、次にスポーツ振興課に説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 増田昇吾君

それでは、そのまま30ページのスポーツ振興課の分を続けさせていただきます。

3の4、多彩なスポーツに触れる機会の確保についてでございますが、こちらのほうですね、文章の意味合いは特に書いておりませんが、若干見直しで修正を加えている文言がございます。そして指数について設定しておりますが、初心者でも気軽に参加できるという意味合いから、ニュースポーツの普及を指数として取り上げております。

続いて3の5、生涯スポーツ推進環境・体制の充実でございますが、こちらに関しましては、1の3と2の2の内容がほぼ同じ内容でございましたので、1の(3)について削除しております。

そして3の幼児から高齢者まで、安全で利用しやすい、とある文章でございますが、こちらの内容自体も、2の(1)(2)の内容とおおかた似通る部分でありましたので、こちらの文章も削除しております。

そして指数の設定を、こちらもしております、こちらでは、市内で数多く競技が実施されてございますが、中学生大会では県内最大規模であります行橋市長旗争奪剣道大会を指数として取り上げることといたしております。

続いて39ページをお開きください。5の3、地域に密着したスポーツイベント開催による地域の活性化でございます。こちらにつきましては、内容自体はほぼ変えておりませんが、指数を設定しております。指数のほうにおきましては、行橋における最大規模のスポーツイベントでありますハーフマラソン大会を取り上げさせていただいておまして、アンケートの実施結果において、ぜひ参加したい・できれば参加したい、というかたちの設問に対しまして、リピーターが100%になるよう、目標値を設定しております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

続いて、文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課から、すみません、資料33ページに戻っていただきたいと思っております。33ページの一番下の段落のところに、めざす行橋の文化行政というところがございまして、一番最後に赤字で書いておられますが、今後は整備や活用に向けて取り組みます、という文言を加えております。こちらにつきましては、福原長者原官衙遺跡の写真に掲載して遺跡の説明書きをしたものでございますが、いま現在、今年度、保存活用計画、福原長者原官衙遺跡の保存活用計画を策定中でありまして、近く策定が完了する予定になっております。次年度以降はその計画に基づいて整備させていただくということで、こちらの文言を追加させていただいております。

それから34ページをお願いします。1の神楽をはじめとし、という行の中の(2)のところでございますけども、ここは神楽の説明になりますが、文化財となった豊前神楽という記載がありましたけども、この豊前神楽につきましては、平成29年4月に市内の4団体が追加指定をされましたので、となった、というところを、である、に修正をしております。

次に、2番目の長い歴史をもち、というところでございますが、こちらにつきましては、成果指標を設定しております。内容としては地域の誇るべき歴史、伝統文化の継承と普及という施策に関する成果指標ということで、連歌大会の参加人数を指標にしております。ここ数年80人前後で推移しておりますが、目標を90人にしているところがございます。

次に36ページをお願いします。こちらにつきましても、成果指標を4項目設定しております。こちらの分につきましては、創造性を育む文化活動の推進という施策の成果目標になりますが、この施策は市民や文化団体の活動の支援のほか、子どもたちへの体

験、鑑賞機会の提供、文化施設や美術館の整備等というのが取り組む内容となっておりますので、掲載のような4つの指標を設定するところです。

市民文化祭参加者数及び来場者数、文化協会会員数、文化公演実施学校数、美術館入館者数としております。

いずれも現状を見つつ、近年の状況を見ながら目標値を31年度設定しているところでございます。

続いて36ページが一番下になりますけども、ガイドブックの作成のところになります。昨年度までは歴史や文化を紹介するガイドブックというふうになっておりましたが、31年度は市内の文化財を紹介するガイドブックを改定する予定にしておりますので、こちらのほうに変更をしております。

次に38ページをお願いいたします。38ページも成果指標を設定しております。39ページにかけて6項目設定しています。この施策につきましては、文化財が身近なものとなるような環境整備とか歴史文化財の情報発信、それから御所ヶ谷神籠石の整備促進、守田蓑洲旧居や旧百三十銀行の活用、文化財の調査と保護、というところが取り組みとしてあげられておりますので、それに応じた指標として6項目、文化財説明板の整備率や歴史資料館の入館者数等々を設定しているところでございます。

文化課からは以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、以上を通しまして、質問、御意見等をお願いいたします。

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

文化課の橋本さん、非常に文化課が頑張っていると思います。これには直接関係ないかもしれませんが、飛行機の機内誌か何かに行橋市の遺跡のことが出ていたが、御存知ですか。JALだったか。結構大きく出ているんですが、御存知ですか。

○生涯学習課長 上田直美君

JALだったと思いますが、ちょっと私は見ていないんですが。

○文化課長 橋本明君

すみません、私もちょっと確認できておりません。

○委員 大宮克弘君

では、あれはどこを通して出たんでしょうか。結構丸々1ページは出ていますよ。いろんな全国の遺跡と比較するようなかたちで出ていたので、僕はてっきり文化課からの働きかけかと思って、機内で読んで結構凄いなと思ったんですが。

○委員 金澤精子君

広報誌の中頃に、あと養洲邸も出ていたような気がします。

○委員 大宮克弘君

そうですね。ちょっと見てみてください。いい宣伝になるんじゃないかと思うんですが。

○文化課長 橋本明君

はい、申し訳ありません。

○教育長 笹山忠則君

御指摘、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

金澤委員。

○委員 金澤精子君

小学校は3ポイントアップしなければならないんですが、大丈夫ですか。

○指導室長 山本有一君

そのところまで、2年前まではいっていたということがありますので、やはりICT活用を入れながら、ここを目標に、あくまでも目標です。

○委員 金澤精子君

いかせたいということですね。

○教育長職務代理者 末次龍一君

目標はやはり高くないと。

○委員 金澤精子君

でも目標は、達成したらやる気が出るけれども。

○教育長職務代理者 末次龍一君

だから目標の達成もそうだけれども、やはり高く掲げていないと、手が届くところではやはり目標とは言えないと思います。現状が高いところにあるのであればいいと思うけれども、やっぱりもっと上のところを目指しているのであれば、これでいいのかという意見もあるかも分からないし、だから僕は決して高いとは思わないです。

○委員 金澤精子君

平均点だからね、一ポイント一ポイント上がるということはすごいことなんだと思うんですが、大丈夫です。お願いします。

○教育長 笹山忠則君

40ページのスポーツのほうですが、これの左側の上から4行目は、ゆくはしビーチバレーフェスタ、写真で、右側がフェスティバルになっているけど、これは逆じゃないですか。

○教育部長 米谷友宏君

逆です。

○教育長 笹山忠則君

それでは、基本的にこれでやらせていただこうと思いますが、お認めいただけますでしょうか。

(「はい、よろしく申し上げます」の声あり)

ありがとうございます。もし何か小さな語句で打ち間違い等ございましたら、また後で御指摘いただきましたら、こちらのほうで訂正させていただきますして、最終的に決まりましたものを、またお示しさせていただきます。

大園係長。

○教育政策係長 大園健朗君

もう一つ補足でよろしいでしょうか。いま教育長が申し上げましたとおり、この計画が完成し終わった後に、委員の皆様へに配付をさせていただきますとともに、市のホームページにも掲載をいたします。併せまして、これの概要版で1枚紙のパンフレットを同時に作成いたしますので、こちらのほうは来年度の小中学校の入学式の新1年生の保護者に各1部ずつ配布をさせていただこうと思いますので、補足とさせていただきます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

すみません、1つ質問なんです、インリーダー研修の現状、目標のほうが少ないのは、やはり子ども会の加入率に関係していますでしょうか。30ページのインリーダー研修です。細かいことすみません、ちょっと加入率が気になったものから。

○生涯学習課長 上田直美君

例年ですね、20人前後で動いておりました。29年度が前期については40名という、ちょっと人数が多かったんですけども、通常は大体20名程度です。加入率の問題もありますが、だいたい20人を目安に研修を行っております。

○委員 水谷知子君

特別に減ってきているというわけではないんですね。

○生涯学習課長 上田直美君

はい。

○委員 水谷知子君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。それではまたお気づきの点がございましたら、所管のほうにお知らせいただければありがたいと存じます。

それでは、この重点施策全体としてお認めいただいたと考えさせていただきます。ありがとうございます。

### (3) 議案第9号 人事案件

○教育長 笹山忠則君

では、議案第9号ですが、これは人事案件でございますので、これに関しましては非公開とさせていただきたいと存じますが、これを非公開とすることに関しまして、御異議等、ございますでしょうか。

(「よろしく願います」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第9号は非公開で審議をさせていただきます。

ここで一旦休憩をとらせていただきます。

休憩 14時30分

再開 14時45分

(議案第9号は非公開のため、議事録なし)

○教育長 笹山忠則君

議案第9号の人事案件について、ご承認をいただきました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 15時02分